別紙様式第4-4

締切: 2021年 7月 12日(月)

| あて先 | 件 名 | 発信日 2021年 7月 1日 | | |
|-----------|----------------|---------------------|--|--|
| 宮城県保健福祉部長 | 自立支援医療機関の自己点検表 | 発信者 医療法人社団 塚本内科消化器科 | | |
| (障害福祉課扱い) | について (提出) | (医療機関・事業者名) | | |
| | | (電話番号) 0224-26-1026 | | |
| | | (担当者名) 塚本 彩人 | | |

自己点検表 (精神通院医療: 「病院・診療所」)

| 日に高快及(相呼通院区域・「約6位」があります。 | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|---|--|-----------------------|--------|--|--|--|
| 点検項目 | | | 根拠法令 | 点検結果 ※該当するものに○をつけて | | | | |
| | | | 法:障害者総合支援法 | ください。 | | | | |
| 1 基本方針 | (1) | 支給認定に係る障害者等の心身の障害 の状態の軽減を図り自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう,良 質かつ適切な自立支援医療を行っている か。 | ○法第 61 条, 法施行 規則第 60 条 | 適切 | 不適切 | | | |
| 程の遵守状況 | (1) | 受診者の診療を正当な事由がなく拒ん でいないか。 | ○平成 18 厚告 66 指 定自立支援医療機 | 適切 | 不適切 | | | |
| | (2) | 医療受給者証が有効であることを確認 した上で診療しているか。 | 関(精神通院医療) 療養担当規程 | 適切 | 不適切 | | | |
| | (3) | 受診者がやむを得ない事情がある場合,便宜な時間を定めて診療しているか。 | | 適切の機な適切 |) 不適切 | | | |
| | (4) | 診療録に必要な事項を記載しているか。 | | 適切 | 不適切 | | | |
| | (5) | 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿 等を完結の日から 5 年間保存している か。 | (| 適切 | 不適切 | | | |
| 設備の整備 状況 | (1) | 診断及び治療を行うに当たって、十分 体制を有しており、適切な標榜科を示し ているか。 | ○平成 18 障精発第 0303005 号「指定 自立支援医療機関 | 適切 | 不適切 | | | |
| | (2) | 指定自立支援医療を主として担当する 医師が次の要件を満たしている保険医療 機関であるか。 ① 勤務している医師であること。 ② 精神医療についての診療従事年数 が、医籍登録後、通算して3年以上ある | の指定について」 ○指定自立支援医療 機関(精神通院医 療)指定要領 | 適切 | 不適切不適切 | | | |
| 4 その他 | (1) | こと。※ 自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。 | ○法第 58 条, 法第 64 条, 法第 68 条第 1 項第 4 号 ○ 平 18 障 発 第 0303002 号「自立 支援医療費の支給 | 適切 | 不適切 | | | |
| | (2) | 負担上限月額が設定されている受診者 等について,適切に自己負担の徴収をし ているか,また,自己負担上限額管理票 へ適切に記載をしているか。 | | 適切 | 不適切 | | | |
| | (3) | 医療機関の名称及び所在地その他厚生 労働省令で定める事項に変更があったと きの変更の届出は適正に行われている か。 | 認定について」 ○自立支援医療費支 給認定通則実施要 網 | 適切 | 不適切 | | | |

^{※「}精神医療」には<u>てんかん,高次脳機能障害(器質性精神障害),発達障害,認知症等</u>の医療を含みます。